

(続)消防法令用語の基礎知識 ～第18回～

初めて予防行政に携わる人と、もう一步広い知識を求めている人のために

検定・認定・鑑定・評定・自主表示

消防法令研究会

消防法令には、消防の用に供する機械器具等や消防用設備等について、検定、認定、鑑定、評定、自主表示制度など、それらの設備等が技術基準に適合していることを証明するための様々な認証制度がある。

これらの制度は、建築物の高層化や大規模化、技術の進歩、規制強化や規制緩和、保険制度の変化などの時代的変化の過程で必要に応じて作られて来たもので、必ずしも整合のとれた体系とはなっていない面もある。

また、先般の事業仕分けで、これらの制度について見直しを迫られてもいるようだ。

今回は、これらの認証制度について横断的に整理してみたい。

1 基準認証制度

消防の用に供する機械器具等や消防用設備等に限らず、技術基準が存在すれば、該当する設備等がその基準に適合しているかどうかを確認することは不可欠である。基準に適合していることを確認して証明する制度のことを、一般に「基準認証制度」という。

世界的に見ると、基準認証制度には実に様々なものがある。消防関係の設備・機器（以下、本稿において「消防用機器等」という。）だけでも、公的な第三者機関が認証するもの、民間の第三者機関が認証するもの、自分で性能があることを宣言するもの、法律に基づく設置義務にリンクするもの、保険の割引などとリンクするもの、・・・など、様々である。

基準認証制度は、その国の安全をどうやって担保していくか、という制度設計と密接に関係しているのである。

2 用語の整理

消防法令には、消防用機器等を表す用語として、様々な言葉が用いられているので、まずは、最初に用語の整理を

しておきたい。

「消防用設備等」…法第17条第1項において「政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設」と定義されているもの。詳しくは、本稿第1回(2010年1月号)で解説しているもので、そちらを確認してほしい。

「消防の用に供する機械器具等」…法第21条の2第1項において「消防の用に供する機械器具若しくは設備、消火薬剤又は防火塗料、防火液その他の防火薬品」と定義されているもの。

「検定対象機械器具等」…消防の用に供する機械器具等のうち政令(第37条)で定めるもの。

「自主表示対象機械器具等」…検定対象機械器具等以外の消防の用に供する機械器具等のうち政令(第41条)で定めるもの。

なお、これらの用語に共通するものとして、「消防の用に供する」というものがあるが、消防法の逐条解説によると、「私有であると消防機関有であるとを問わず、直接消防の用に供されることを目的とする。」と書かれている。

3 検定制度

[検定制度の位置付け等]

日本の消防用機器等の認証制度の中で、最も厳しい規制が行われているのが検定制度である。

平成22年12月に公表された消防庁の「予防行政のあり方に関する検討会」報告書「今後の火災予防行政の基本的な方向について」によると、検定の役割・位置付けは「一定の性能等が発揮されなければ、火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助のために重大な支障を生ずるおそれのある消防用機器等のうち、特に重要なものについて、事前に第三者機関による規格適合性の確認を求める制度」と整理されている。

検定の対象となる消防用機器等（検定対象機械器具等）は、検定に合格したものである表示（以下「検定合格証」という。）が付されたものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならず、また、検定対象機械器具等のうち「消防の用に供する機械器具又は設備」については、同表示が付されていないものは、その設置、変更または修理の請負に係る工事に使用してはならないことになっている（法第21条の2第4項）。

検定制度が創設されたのは昭和38年のことである。当時は、高度経済成長のまっただ中にあり、建築基準法に特定街区制度（建築基準法第60条 昭和36年）や容積地区制度（昭和38年）が創設されて、絶対高さ制限（31m）が緩和され、日本が本格的な高層ビルの時代に向けて走り始めた時期にあたる。ちなみに、建築基準法に容積率の制度（建築基準法第52条）が創設されて、絶対高さ制限が廃止されたのは、昭和45年のことである。

ビルが高層化・大規模化するほど、ビルの防火安全における消防用機器等のウェイトが高まるため、それまで消防研究所（当時）において希望者に対する任意の制度として行われていた検定制度が、昭和38年に、対象品目に厳しい規制のかかる認証制度として整備し直された。

この時、消防研究所にあった検定業務のための人員と機械設備を受け継いで、日本消防検定協会が設立され（昭和38年）、日本の消防用機器等の検定を実施することとなった。

日本消防検定協会は、今でも日本の消防用機器等の認証制度の中核を担っているが、平成15年の消防法改正により独占的な地位はなくなり、総務大臣の登録を受けた法人も検定業務を行うことができることとなっている。

[検定の対象]

検定対象機械器具等としては、政令第37条において消火器から緩降機まで、現在計14品目が規定されている。

検定制度が創設された昭和38年には、検定対象機械器具等にあたるものは、

- ① 消火器
- ② 消火器用消火薬剤（炭酸ガス及び四塩化炭素を除く。）
- ③ 動力消防ポンプ
- ④ 消防用ホース
- ⑤ 消防用ホースに使用する差込み式の結合金具
- ⑥ 火災報知機の感知器（火災によって生ずる熱を利用して自動的に火災の発生を感知するものに限る。）、発信機又は受信機
- ⑦ 電気火災警報器（昭和47年に漏電火災警報器と名称変更）

の7品目とされていた。

検定対象機械器具等としては、その後、昭和40年に閉鎖型スプリンクラーヘッド、金属製避難はしご及び緩降機が追加され、昭和44年には、火災報知設備の煙感知器（イオン化式又は光電式の感知器）が加えられたほか中継器の区分も設けられた。

さらに、昭和45年には消防用吸管とねじ式の結合金具が追加され、昭和49年には泡消火薬剤が、昭和50年にはスプリンクラー設備や水噴霧消火設備等に用いられる流水検知装置と一斉開放弁が追加された。

また、昭和56年には、静岡ゴールデン街のガス爆発火災（昭和55年8月 死者14人、負傷者223人）を受けて消防用設備等にガス漏れ火災警報設備が追加されたことに伴い、火災報知設備関係の品目が感知器又は発信機、中継器及び受信機の3つに分解され、中継器と受信機にはガス漏れ火災警報設備用のものも含むこととされた。

その後、検定対象機械器具等が追加されることはなくなり、むしろ日本政府全体の規制緩和の流れの中で、昭和60年7月の「政府・与党対外経済対策推進本部決定」の「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」に基づく「許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律（昭和60年）」の施行に伴い、昭和61年に動力消防ポンプ及び消防用吸管が検定対象から除かれ、自主表示対象機械器具等（後述）に指定替えされて、現在に至っている。

最近では、平成22年5月に行われた「公益法人事業仕分け」において検定制度が俎上にのぼり、「今後の火災予防行政の基本的な方向について（前出）」では、消防用ホース、差し込み式又はねじ式の吸管及び漏電火災警報器を自主表示対象機械器具等に指定替えするとともに、住宅用火災警報器を新たに検定対象機械器具等に追加すべきと結論づけている。

消防用ホースと吸管については主として消防機関が使用するものであり自ら良否の判定が可能であること、また、漏電火災警報器は建築様式の変化でニーズが低下していることから、それぞれ検定対象機械器具等から外すべきとされている。

一方、住宅用火災警報器については住宅防火対策の強化に特に重要な品目であることから新たに検定対象機械器具等に追加すべきとされている。

以上のように検定対象機械器具等の品目の変遷を概観してみると、昭和50年頃までは、多数の死者を伴うビル火災が頻発し、それに対応して消防用設備等の設置義務が拡大され、それに伴って新たな消防用機器等が検定対象に追

加されてきたが、そのような火災が少なくなった昭和50年以降は新たな追加品目はほとんどなくなり、むしろ規制緩和の流れの中で、消防機関が使用するものを中心に自主表示対象に移行してきている、ということになるのか。

新たに開発された消防用設備等については、厳しい規制体系を持つ検定制度になじみにくいこともあり、後述する認定制度などにより基準認証が行われるようになっている。

なお、現在、検定対象機械器具等として指定されている品目は全て「消防の用に供する機械器具又は設備」に該当するものであり、「防火塗料、防火液その他の防火薬品（法第21条の2第1項）」は指定されていない。このため、「（検定合格証）が付されているものでなければ、その設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用してはならない。（法第21条の2第4項）」という規制は、結果的に全ての品目に適用されている。

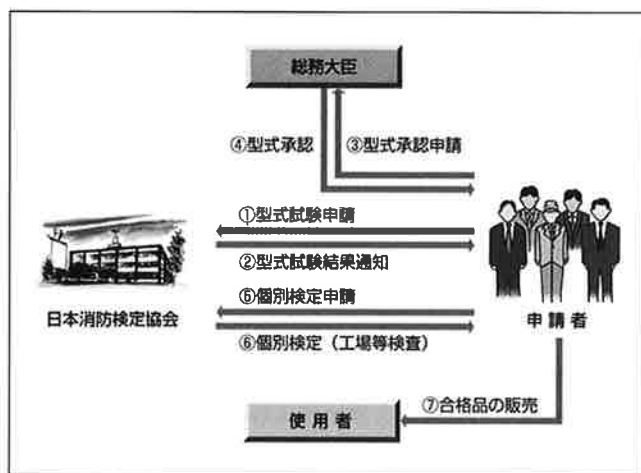
〔型式承認と個別検定〕

検定制度は大きく分けて「型式承認」と「個別検定」に分かれる。

法令上の定義は、それぞれ法第21条の2第2項及び第3項に規定されているが、簡単に言えば、「型式承認」は、製造事業者によって製作された検定対象機械器具等の見本（一部書類の場合もあり）が、当該検定対象機械器具等に係る技術上の規格に適合しているか否か確認すること、また、「個別検定」は、個々具体的な製品の形状等が、承認を受けた型式の形状等に一致するか否かを確認することとなる。

なお、型式承認と個別検定の手続きの流れについては、図1のようになっている。

図1 検定の流れ



4 自主表示制度

消防法では、検定制度に加えて「自主表示制度」というものがある（法第21条の16の2～法第21条の16の6）。

3でも触れたが、この制度は、規制緩和の流れの中で「許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律（前出）」により、消防法も他の規制法令と同時に一括して改正されたもので、製造又は輸入を業とする者が自ら判断し、総務省令で定める技術上の規格に適合しているものにその旨の表示を付することができる、とする制度である。

「今後の火災予防行政の基本的な方向について（前出）」によると、自主表示制度の「役割・位置付け等」は、「一定の性能等が発揮されなければ、火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助のために重大な支障を生ずるおそれのある消防用機器等のうち、検定の対象品目以外のものについて、製造事業者等に規格適合性の自己認証を求める制度」と整理されている。

自主表示の対象となる消防用機器等（自主表示対象機械器具等）は、政令第41条において、現在「動力消防ポンプ」と「消防用吸管」の2品目が規定されている。

自主表示制度は、検定制度と異なり事前に第三者による確認は必要としないことになっているが、ユーザーにとっては自己認証だけでは今一つ信用できないところもあるようで、実際には、日本消防検定協会による受託試験を受けることにより、規格省令への適合性を確認しているケースが多いようである。

なお、自主表示対象機械器具等であっても、検定対象機械器具等と同様に、販売規制や工事等の禁止に係る規定は適用される（法第21条の16の2）。

5 認定制度

消防用機器等に係る認証制度としては、以上のほかに「認定制度」というものがある（規則第31条の4～第31条の5）。

法第17条の3の2では、防火対象物（令別表第一（20）項を除く）のうち一定の要件を満たすもの（具体的な要件は、政令第35条第1項で規定：特定用途防火対象物で延べ面積が300㎡以上のも、非特定防火対象物で延べ面積が300㎡以上のも、のうち消防長等が指定するもの等）に、消防法令に基づき消防用設備等を設置したときは、消防長又は消防署長に届け出て、当該消防用設備等がその消防用設備等に係る技術基準に適合しているか否かについての検査を受けなければならないこととされている。

しかしながら、消防長等にとっては、工場で作られた消

防用設備等が技術基準に適合しているか否か、現場で判断することは難しい。検定対象機械器具等については、検定合格証を確認すれば良いのだが、検定対象機械器具等には非常に厳しい規制がかけられており容易に追加できないため、新たな消防用設備等が開発されるに従い、消防機関の利便性という必要にかられて設けられたのが認定制度である。

この制度では、規則第31条の5に規定された要件を満たす登録認定機関によって、消防用設備等又はその一部が、当該消防用設備等に係る技術基準に適合していることの「認定」を受け、その旨の表示が付されているものについては、当該表示を確認することにより法第17条の3の2の検査に代えることができることとされている。

登録認定機関としては、「消防法施行規則第31条の4第2項に規定する登録認定機関を登録する省令（平成16年総務省令第116号）」により、現在、(財)日本消防設備安全センター、(社)電線総合技術センター、(社)日本内燃力発電設備協会など、6つの法人が登録されている。

検定制度や自主表示制度と異なり、認定制度はあくまでも製造事業者による任意の制度であるが、消防機関の職員が防火対象物に設置された消防用設備等が認定品であるか否かを容易に確認できるようにするため、検定制度等と同様、以下に示すような認定マークが添付されることとなっている（規則第31条の4第2項）。

また、認定マーク以外の認定に係る確認方法としては、各登録認定機関からの情報（機関誌、HP、パンフレット等）のほか、消防庁から定期的に発出される「火災予防技術情報」等が挙げられる。

※火災予防技術情報

「一定の要件を満たす評価機関により火災予防に資する旨の評価を受けた製品や工法

及び一定の要件を満たす講習機関によって行われている講習等」について、火災予防技術情報として提供するもの。（「火災予防技術情報の提供について」（平成13年6月29日消防予第222号、消防危第78号））

6 鑑定

今までに説明してきた認証制度と異なり法的効果は無いが、消防用機器等に係る認証制度として「鑑定」というものがある。この鑑定は、日本消防検定協会が行うことができる業務の一つとして法律で位置付けられている（法第21条の36第1項第6号）。

鑑定の対象は、法令上は明記されていないが、鑑定実施機関である日本消防検定協会が定めた鑑定規定によると「消防の用に供する機械器具等のうち鑑定規定で定めるもの」となっており、住宅用火災警報器やスプレー型簡易消火器具等、現在19品目が挙げられている。

鑑定の対象となっているものは、大きく分けると以下の4種類となる。

- ① 検定対象機械器具等の一部を構成するもの（消火器加圧用ガス容器、消火器および消火器加圧用ガス容器の容器弁等5品目）
- ② 消防法令による義務設置の対象となる消防用設備等又はその一部であって、検定対象機械器具等でないもの（易操作性1号消火栓、2号消火栓及び補助散水栓等6品目）
- ③ 消防法令による義務設置と関係なく一般家庭等で使われる消防用機器等（住宅用火災警報器、エアゾール式簡易消火具等4品目）
- ④ 消防機関が用いる消防用機器等（消防用積載はしご、ホースレイヤー等4品目）

これらのうち、②については認定制度の対象となりうる品目であると考えられるが、今のところ「消防法施行規則第31条の4第2項に規定する登録認定機関を登録する省令（前出）」で定められていない。このため、鑑定を受けたものであっても、法令上は消防機関による検査を省略することはできないはずであるが、実際には認定品と同様に扱われているようである。同省令できちんと位置付けておく必要があるのではあるまいか。

なお、鑑定を受けた消防用機器等には、図3のようなNSマークが付されている。

図3 NSマーク



○これまでに説明してきた検定、自主表示、認定及び鑑定制度をまとめると次頁図4のようになる。

7 評定制度

最後にもう一つ、評定制度というものがある。

評定制度は、鑑定と同様、消防用設備等の検査の省略等について法的に位置付けられていないが、(財)日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）において従前から実施されている消防用機器等に係る認証制度の一つである。

評定制度が開始されたのは、避難器具に係る告示が制定された昭和53年である。

図2 認定マークの例



	検定	自主表示	認定	鑑定
根拠条文	消防法第21条の2 (マーク) 消防法施行規則別表第三	消防法第21条の16の2 (マーク) 消防法施行規則別表第四	消防法第17条の3の2 消防法施行規則第31条の4 (マーク) 平成12年消防庁告示第19号	消防法第21条の36 (マーク) 根拠規定なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 日本消防検定協会又は登録検定機関が、規格省令に適合することを検査し、合格の表示。 合格表示が付されたものでなければ、販売や陳列、工事使用等は禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> 製造事業者が自ら、規格省令に適合することを検査し、適合している旨の表示。 適合表示が付されたものでなければ、販売や陳列、工事使用等は禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> 登録認定機関が、省令・告示に定められている技術基準に適合することを認定し、適合している旨の表示。 消防機関による消防設備等の設置時検査において、必要な技術基準に適合しているとみなされ、建物関係者による作動試験結果報告書の提出が不要。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防法上、日本消防検定協会の業務の一つとして規定。(法的効果については、特段の規定なし)
実施主体	日本消防検定協会 又は登録検定機関 (登録検定機関は現在のところなし)	製造事業者 (※規格省令への適合は、実態上、日本消防検定協会が、製造事業者からの依頼に基づく受託試験で確認)	登録認定機関 (日本消防設備安全センター、日本消防検定協会、日本電気協会など7機関)	日本消防検定協会
対象品目	<ul style="list-style-type: none"> 消火器 閉鎖型スプリンクラーヘッド 感知器・発信機 など14品目 <p>〔消防製品に特有な基幹的な機械器具等〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> 動力消防ポンプ 消防用吸管 <p>2品目</p> <p>〔消防製品に特有な基幹的な機械器具等のうち、主として消防機関が使用するもの〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> スプリンクラー配管継手 スプリンクラーポンプ 非常電源 など37品目 <p>〔一定の用途及び規模の建物に設置義務がある消防用設備等又はこれらの部分である機械器具〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用火災警報器 エアゾール式簡易消火器 消火器用圧力計 など19品目 <p>〔省令・告示等に技術基準が定められている機械器具等のうち、検定対象品目の消耗部品や類似品等〕</p>

この告示は昭和53年3月13日に制定(同日施行)されたが、本告示施行後も「告示で規定するものと同等以上の性能等を有するもの」が開発されることが予想されていたことから、告示基準と異なる構造等を有する避難器具について、告示基準と同等以上の性能を有しているか否かを判断するための制度として、性能評価制度がスタートした(昭和53年7月4日消防予第123号)。

このように、制度開始当初は、避難器具一品目に限られていた性能評価制度であるが、消防防災の用に供するものとして多様な設備、機械器具等が考案されてきたことから、昭和57年にその対象が拡大された(昭和57年11月30日消防予第243号。以下「243号通知」という。)(当時安全センターが策定した「消防防災用設備等性能評価規定」によると、性能評価の対象としては、「消防防災の用に供する設備、機械器具及び消防活動の用に供する装備品のうちあらかじめ定められた技術上の基準がないもの(同規程第2条)」となっている。)

243号通知の発出により、性能評価制度を活用した製品が広く流通したが、平成13年に発出された通知(「公益法人の関与に係る通知の取扱いについて」(平成13年3月30日消防予第103号、消防危第53号)。以下「103号通知」という。)により、243号通知は廃止された。

243号通知が廃止されたのは、103号通知本文にも書かれているとおり「公益法人が行っている検査等への行政の関与については、法令に基づくものに限る。」とされたためであり、その後は行政機関(消防庁)が評価制度に関与することは無くなったが、安全センターは自主的な事業とし

て評価制度を継続しており、現在でも「住宅用自動消火装置」など51品目について評価を行っている。

8 事業仕分けの結果等

平成22年5月24日に行われた事業仕分けにおいて、「検定業務」と「鑑定業務」が議論の対象として取り上げられ、その結果、検定業務については「自主検査の導入、実質的な民間参入ができるよう見直しを行う。」こととされ、鑑定業務については「事業の廃止」がその評価結果として示された。

事業仕分けの評価結果を受け、消防庁では、「予防行政のあり方検討会基本問題に関する検討部会」の下に設置された「公的認証制度のあり方に関する作業チーム」を中心に今後のあり方についての議論を行い、平成22年12月14日の報告書において次のようなことが示された(一部前述)。

- ① 現在検定対象となっている14品目のうち、主に消防機関が使用する「消防用ホース」及び「差込式又はねじ式の結合金具」並びに建築物の実態変化でニーズが低下している「漏電火災警報器」については、「自主表示」の対象品目に移行すべきである。
- ② 全住宅に設置を義務付けている「住宅用火災警報器」については、「検定」の対象品目に追加し、第三者機関による性能確認を経ることとする。
- ③ 家庭に広く流通し、破裂事故も頻発している「エアゾール式簡易消火具」については、「自主表示」の対象品目に追加すべきである。

消防庁では、この報告書をもとに今後改革を進めていくものと考えられるが、東日本大震災により行政施策の優先順位が変わってきているため、今後の動きが注目されることである。

(K.I)

図5 性能評価の証票

